隣接地境界証明申請書及び 土地所管確認申請書を提出予定の皆様へ



1 申請書作成の前に下記担当スタッフまでご一報ください

申請書の作成に当たっては、あらかじめ担当スタッフまで電話をお願いします。

具体的な内容や記入事項など、作成に必要な情報を確認させて頂き、円滑かつ速やかな事務処理に努めてまいります。

【函館開建ホームページ(申請書等の情報掲載ページに移ります。必ずご一読ください)】 https://www.hkd.milt.go.jp/hk/koubutu/m8lgt80000000m6r.html

2 提出が必要な書類の部数及び内訳

A 隣接地境界証明申請書

- (1) 隣接地境界証明申請書 ・・・ 2部
 - _ 上記1の函館開建ホームページからダウンロードできます。(2)証明図と割印してください。
- (2) 証明図(実測図または、地積測量図)・・・ 2部

証明を要する箇所を朱書きで記入してください。また、当該箇所の座標表示にも朱書きでアンダーラインを記入してください。

- (3)添付書類(以下①~⑩から関係分を添付)・・・ 1部
 - ① 位置図(5万分の1程度の地形図)
 - ② 境界点成果対比表
 - ③ 当部所有の道路台帳図(竣工平面図)又は 用地図
 - ④ 測量経過の説明書(敷地確定に至った経緯の概要が記載されたもの)
 - ⑤ 毎線計算書(証明箇所における筆界点)
 - ⑥ 世界測地系変換計算書(当部成果が日本測地系等の場合)
 - ⑦ スライド変換等計算書(変換を行っている場合)
 - ⑧ 委任状 又は 契約書の写し
 - ⑨ 境界杭状況写真(仮杭等については、後で本杭との対比が可能なもの)
 - (1) ①~⑨以外に必要と思われる資料など

B 土地所管確認申請書

- (1) 土地所管確認申請書 ・・・ 2部
 - 上記1の函館開建ホームページからダウンロードできます。
- (2) 確認を要する箇所の図面 ・・・ 1部

公図、測量図、住宅地図など、該当箇所がわかるものを添付してください。

- (3) その他確認に必要な資料・・・ 1部
- 3 申請書の提出及び証明書の受け取りは、窓口・郵送どちらも可能です

郵送の場合は、「切手を貼付し宛先を記入した返信用封筒」を必ず同封してください。

※現在、新型コロナウイルス対策のため、窓口への来庁によらず郵送による提出を推奨しております。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

<担当窓口>函館開発建設部 公物管理課 管理技術スタッフ

〒040-8501 函館市大川町1番27号

電話:0138-42-7695(ダイヤルイン) FAX:0138-44-7717